

令和5年度

社会福祉士による

せいねんこうけんせいど

# 成年後見制度 についての 無料相談会

成年後見制度は“2つ”あります。将来、判断能力が不十分になった時に備えて、『後見人』をあらかじめ自分で決めておく“任意後見”と、すでに認知症・知的障害・精神障害などで、判断能力が不十分な人に、家庭裁判所が『後見人』を決めてくれる“法定後見”です。いずれも、大切な財産を適切に管理してもらったり、医療や介護など、生活に必要なサービスの利用契約を代理してもらったりすることができます。

「自分でできることは自分でしたい…。」 「できないところを手伝ってほしい…」 ご本人の気持ちを大切にしながら、その人らしい暮らしができるようお手伝いするものです。

このたび、実際に『成年後見人等』になって活動している『社会福祉士』がご相談を承ります。どうぞお気軽にご利用くださいませ。この相談会は2010年7月より毎月1回開催しています。

## ◆ところ◆

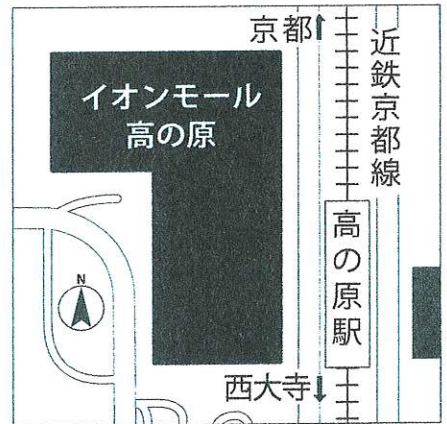
たかのほら  
**イオンモール 高の原**

会場の詳細は 3階インフォメーション  
(案内所)でおたずねくださいませ

近鉄京都線 「高の原」 駅前 (急行停車)

お問合せ・電話 090-4498-4689 (担当 たかしま 高嶋)

※ お電話でのご予約・ご相談はできません



## ◆とき◆

※ お1人(1組)さま 40分程度・相談料無料

2023 年	4月1日(土)	5月6日(土)	6月3日(土)	毎月第1土曜日が基本  午前10時～午後3時30分  (午後0時～1時は休憩)
	7月1日(土)	8月5日(土)	9月2日(土)	
	10月7日(土)	11月4日(土)	12月2日(土)	
2024 年	1月6日(土)	2月3日(土)	3月2日(土)	

けんりようご  
京都社会福祉士会・権利擁護センター ぱあとなあ京都

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地 ハートピア京都 7 階  
TEL 075-585-5430 FAX 075-585-5431